

業経営改善計画に係る次項第一号に規定する適用開始年の「一月一日」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する適用年とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める各年（第一号に定める各年にあつては、同項第一号ニに掲げる要件を満たす場合における第二十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける年を除く。）をいう。

一 前項第一号に掲げる場合 同号イからニまでに掲げる要件のいづれかを満たすこととなつた最初の日の属する年（以下この号において「適用開始年」という。）以後五年以内の各年（その適用開始年が同項第一号の他の農業経営改善計画に係る適用開始年以後五年以内の年である同号の新農業経営改善計画にあつては、当該他の農業経営改善計画に係る適用開始年以後五年を経過する年の翌年から当該新農業経営改善計画に係る適用開始年以後五年を経過する年までの各年）

二 前項第二号から第四号までに掲げる場合 同項第二号から第四号までに規定する認定のあつた日の属する年以後五年以内の各年

第十四条の見出しを「（優良賃貸住宅等の割増償却等）」に改め、同条第一項中「第三項」を「第五項」に改め、同条第二項中「平成十五年三月三十日」を「平成十七年三月三十日」に、「次項」を「第五項」に、「百分の百四十」を「百分の百三十六」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「又は高齢者向け優良賃貸住宅」を「高齢者向け優良賃貸住宅又は改良優良賃貸住宅」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 個人が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、その有する建築物（政令で定めるものに限る。）の全部又は一部を次に掲げる賃貸住宅とするための改良（用途の変更を伴うものを含む。以下この項において同じ。）をし、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日の属する年における当該個人の不動産所得の金額の計算上、当該賃貸住宅（当該改良のための工事について取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項から第五項までにおいて「改良優良賃貸住宅」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該改良優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額とその取

得価額の百分の十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該改良優良賃貸住宅の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

- 一 賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要がある優良な賃貸住宅として政令で定めるもの
- 二 高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの

4 第十一條第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける改良優良賃貸住宅の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十四条第三項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十四条の二第一項中「平成十五年三月三十日」を「平成十七年三月三十一日」に、「次項第五号」を「次項第三号」に、「百分の百九」を「百分の百五十」に改め、同条第二項中「第五号まで」を「第四号まで」に、「（第三号に掲げる建築物については、建物及びその附屬設備と併せて設置される駐車の用に供する機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）並びに第六号」を「並びに第五号」に改め、同

項第二号中「規定する再開発事業」の下に「（政令で定める要件を満たすものに限る。）」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条に規定する認定計画に基づいて行われる同法第二十条第一項に規定する都市再生事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

第十四条の二第二項第四号中「第七条」を「第八条」に、「第二条に規定する特定建築物」を「第二条

第三号に規定する特別特定建築物」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条 削除

第十八条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を削る。

第十九条第一号中「第十六条」を「第十五条」に改める。

第二十条及び第二十条の二を削る。

第二十条の三第一項中「金属鉱業事業団」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該確定申告書に同項の積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下この節において同じ。）が当該個人の金属鉱業等鉱害対策特別措置法第一条に規定する金属鉱業等を承継した場合において、当該相続人が、その死亡した日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないときは、その死亡した日における金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、その被相続人（包括遺贈者を含む。）の当該年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第二十条の三に次の二項を加える。

7 前項に規定する場合において、同項に規定する相続人が同項に規定する死亡の日の属する年分の所得

税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者であるときは、その死亡した日における金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、当該相続人に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額とみなす。

8 前項の規定の適用を受けた者が同項に規定する個人の死亡した日の属する年分の所得税につき青色申告書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、その却下の日における同項の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、その者の当該却下の日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第二章第二節第二款中第二十条の二を第二十条とする。

第二十条の四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第二十条の二第五項」を「前条第五項」に改め、同条第八項中「第二十条の二第六項」を「前条第六項」に改め、同条を第二十条の二とする。

第二十条の五第五項中「第二十条の二第五項」を「第二十条第五項」に改め、同条第六項中「第二十条の一第六項」を「第二十条第六項」に改め、同条を第二十条の二とする。

第二十一条の六第七項中「第二十条の二第五項」を「第二十条第五項」に改め、同条第八項中「第二十条の二第六項」を「第二十条第六項」に改め、同条を第二十条の四とする。

第二十条の七第六項中「第二十条の二第五項」を「第二十条第五項」に改め、同条第七項中「第二十条の二第六項」を「第二十条第六項」に、「第二十条の七第一項」を「第二十条の五第一項」に改め、同条を第二十条の五とする。

第二章第二節第三款の款名を削る。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二章第二節第三款の二を同節第三款とする。

第二十二条第六項中「第二十条の二第五項」を「第二十条第五項」に改め、同条第七項中「第二十条の二第六項」を「第二十条第六項」に改める。

第二十三条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定により必要経費

に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により必要経費に算入される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

第二十五条第二項中「第四十一条の十五第四項」を「第四十一条の十六第四項」に改める。

第二十八条を削る。

第二十八条の二第一項第四号中「金属鉱業事業団」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例)

第二十八条の二 第十条第五項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該個人の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの(第十九条各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。)については、所得税法第四十九条

第一項の規定にかかわらず、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額を、当該個人のその業務の用に供した年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3 第一項の規定の適用を受けた少額減価償却資産について所得税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定によりその年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入された金額は、当該少額減価償却資産の取得価額に算入しない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条の四第三項第一号を次のように改める。

一 国、地方公共団体その他これらに準ずる法人に対する土地等の譲渡（賃借権の設定等を含む。以下この項において同じ。）で政令で定めるもの

第三十条の二第一項中「平成十五年」を「平成十七年」に改める。

第三十一条の二第二項第二号中「土地開発公社に対する土地等の譲渡である場合には、政令で定める土地等の譲渡」を「第五号に掲げる譲渡又は土地開発公社に対する政令で定める土地等の譲渡に該当するもの」に改め、同項第十三号中「第八号」を「第六号、第九号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第八号」を「第六号、第九号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第八号」を「第五号又は第九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十号中「第八号」を「第五号又は第九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「又は第二号」を「第二号又は第五号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「前二号」を「前二号」に、「第十号から第十三号まで」を「第十一号から第十四号まで」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「前号、第八号又は第十号から第十三号まで」を「前二号、第九号又は第十一号から第十四号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「の請求又は」を「若しくは第三項の請求若しくは」に改め、「基づく」の下に「マンション建替事業〔〕」を加え、「の同条第五号」を「をいう。以下この号において同じ。」の施行者（同法第二条第五号）に改め、「施行者」の下に「をいう。以下この号において同

じ。）」を加え、「で、当該譲渡」を「又は同法第二条第六号に規定する施行マンションが政令で定める建築物に該当し、かつ、同条第七号に規定する施行再建マンションの延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であるマンション建替事業の施行者に対する土地等（同法第四十五条第二項に規定する隣接施行敷地に係るものに限る。）の譲渡で、これらの譲渡」に、「当該事業」を「これらのマンション建替事業」に改め、「供されるもの」の下に「（前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業（当該認定計画に定められた建築物（その建築面積が財務省令で定める面積以上であるものに限る。）の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）の同法第二十三条に規定する認定事業者（当該認定計画に定めるところにより当該認定事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した都市基盤整備公団及び地域振興整備公団を含む。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生事業の用に供されるもの（前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第三十一条の二第三項中「前項第八号から第十三号まで」を「前項第九号から第十四号まで」に改め、同条第五項中「第二項第八号から第十一号まで」を「第二項第九号から第十一号まで」に、「同項第十二号若しくは第十三号」を「同項第十三号若しくは第十四号」に、「第二項第八号から第十三号まで」を「第二項第九号から第十四号まで」に改め、同条第七項中「第二項第八号から第十三号まで」を「第二項第九号から第十四号まで」に改める。

第三十三条第一項第三号中「緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第十八条第一項第七号イ」を「独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第七号イ」に、「緑資源公団法第二十二条の四第二項」を「独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項」に改める。

第三十三条の二第一項第二号中「緑資源公団法第十八条第一項第八号」を「独立行政法人緑資源機構法第十一條第一項第八号」に改める。

第三十三条の三第一項中「緑資源公団法第十八条第一項第七号イ」を「独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号イ」に改める。

第三十四条の二第二項第十一号二中「食品流通構造改善促進法」の下に「（平成三年法律第五十九

号)」を加え、同項第十九号中「に規定する石油の備蓄」を「の国家備蓄石油の管理」に改め、同項第十三号中「第六十四条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第三十四条の三第二項第一号中「第二十二条第一項」を「第二十三条」に改め、同項第六号中「緑資源公団法第十八条第一項第七号イ」を「独立行政法人緑資源機構法第十一项第一項第七号イ」に、「同法第二十二条の四第二項」を「同法第十六条第二項」に、「緑資源公団法第二十二条の三第六項」を「独立行政法人緑資源機構法第十五条第六項」に、「緑資源公団法第二十二条の四第二項」を「独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項」に改める。

第三十七条第一項の表以外の部分中「第十九号の上欄のイからハまでに掲げる個人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該個人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「平成十年一月一日」を「平成十年一月一日」に改め、「とする。」、「第十九号」及び「(買換資産が同表の第十九号の下欄に掲げる資産(同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる個人により行われる土地及び建物若しくは構築物又は土地の上に存する権利及び建物若しくは構築物の譲渡であり、かつ、当該土地又は土地の上に存する権利の譲渡が国又は地方公

共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合における同号の下欄に掲げる資産に限る。)に該当する場合には、百分の九十。以下この項において同じ。)」を削り、同表の第一号中「及び第三十七条の三」を削り、「こう。以下この表」を「こう。第二十一号」に改め、同表の第十五号中「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改め、同表の第十九号を次のように改める。

十九 削除

第三十七条第三項及び第四項中「第十九号の上欄のイからハまでに掲げる個人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該個人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「平成十年一月一日」を「平成十年一月一日」に、「とする。」の間」を「」の間」に改める。

第三十七条の三第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第三十七条の四中「第十九号の上欄のイからハまでに掲げる個人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該個人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までと

し、同表の「を削り、「平成十年一月一日」を「平成十年一月一日」に改め、「とする。」を削る。

第三十七条の五第二項中「第三十七条の三第二項」を「第三十七条の三第二項」に改め、「第十九号の上欄のイからハまでに掲げる個人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該個人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の「を削り、「平成十年一月一日」を「平成十年一月一日」に、「とする。」の間」を「」の間」に改め、同条第四項中「第三十七条の三第二項」を「第三十七条の三第二項」に改める。

第三十七条の十第一項中「第六項」を削り、「第十項第五号」を「第七項第五号」に改め、同条第二項中「第六項」、「第六項において同じ。」及び「（第六項及び次条において「所有期間」という。）」を削り、同条第三項第五号を次のように改める。

五 公社債投資信託以外の証券投資信託（第五項において「株式等証券投資信託」という。）の受益証券及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないもの（同項において「非公社債等投資信託」という。）の受益証券

第三十七条の十第三項第六号中「第八条の二第一項第三号」を「第八条の二第一項第二号」に改め、同

条第五項中「私募証券投資信託」を「株式等証券投資信託（第三条の二）に規定する特定株式投資信託を除く。」、「に」、「私募証券投資信託等」を「株式等証券投資信託等」に改め、同条第六項から第八項までを削り、同条第九項を同条第六項とし、同条第十項を同条第七項とする。

第三十七条の十一第一項中「及び第三十七条の十三」を「第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の二」に改め、「（次項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「この項」を「この項から第十三項まで」に、「第七項」を「第五項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十五年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に同項各号に掲げる上場株式等の譲渡をしたときは、当該上場株式等の譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

第三十七条の十一第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項の規定の」を「前項の規定により適用される第一項の規定の」に、「長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同

条第四項とし、同条第七項中「第一項又は第一項の」を「第一項の」に、「前条第十項」を「前条第七項」に、「第三十七条の十一第一項又は第二項」を「第三十七条の十一第一項」に改め、「又は同条第二項の規定の適用を受ける同項に規定する長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「及び当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額」を削り、「当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を「又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十七条の十一の三第二項中「第一百六十一条の二第一項の規定による信用取引」を「第一百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引又は発行日取引（有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引をいう。）」に、「信用取引」を「信用取引等」に、「上場株式等信用取引契約」を「上場株式等信用取引等契約」に、「信用取引を」を「信用取引等を」に、「信用取引による」を「信用取引等による」に、「信用取引の」を「信用取引等の」に、「信用取引に係る上場株式等の譲渡」を「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」に改め、同条第二項第一号中「上場株式等及び」を「上場株式等の譲渡及び」に、「信用取引に係る上場株式等の譲渡」を「信用取引等に係る上場株

式等の譲渡」に、「上場株式等信用取引契約」を「上場株式等信用取引等契約」に、「信用取引に係る口座」を「信用取引等に係る口座」に改め、同項第二号中「信用取引」を「信用取引等」に改め、同項第三号中「上場株式等信用取引契約」を「上場株式等信用取引等契約」に、「信用取引に」を「信用取引等に」に、「信用取引は」を「信用取引等は」に、「特定信用取引勘定」を「特定信用取引等勘定」に、「信用取引の」を「信用取引等の」に改め、同条第七項中「上場株式等信用取引契約」を「上場株式等信用取引等契約」に改める。

第三十七条の十一の四第一項中「及び次条において同じ」を「において同じ」に、「信用取引」を「信用取引等」に改め、「開設する営業所に」の下に「特定口座源泉徴収選択届出書（）」を加え、「（第三項及び次条において「特定口座源泉徴収選択届出書」という）を「をいう」に改め、「行われた当該特定口座」の下に「（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座」という。）」を加え、「譲渡又は当該特定口座」を「譲渡又は当該源泉徴収選択口座」に、「特定口座内調整所得金額」を「源泉徴収選択口座内調整所得金額」に、「月の翌月十日」を「年の翌年一月十日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）」に改め、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を

同条第六項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「特定口座内調整所得金額」を「源泉徴収選択口座内調整所得金額」に、「特定口座に」を「源泉徴収選択口座に」に、「信用取引」を「信用取引等」に改め、「以下この項」の下に「から第五項まで」を加え、「第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額」を「第一号に掲げる金額（次項において「源泉徴収口座内通算所得金額」という。）が第二号に掲げる金額（次項において「源泉徴収口座内直前通算所得金額」という。）」に改め、「及び次項第二号」を削り、「次号イ及び同項第二号」を「同号イ」に、「次号ロ及び同項第二号」を「同号ロ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の源泉徴収選択口座を開設している証券業者は、当該源泉徴収選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合には、その都度、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し、当該満たない部分の金額に百分の十五を乗じて計算した金額に相当する所得税を還付しなければならない。

5 前項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十六年一月一日か

ら平成十九年十二月三十一日までの間に対象譲渡等を行つたときは、当該対象譲渡等により生じた同項に規定する満たない部分の金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

第三十七条の十一の四第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十六年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済をしたときは、当該譲渡又は差金決済により生じた源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

第三十七条の十一の四に次の一項を加える。

8 証券業者は、その年において当該証券業者に開設されていた特定口座が源泉徴収選択口座である場合には、その年の当該源泉徴収選択口座に係る前条第七項の報告書（同項の規定により税務署長に提出することとされるものに限る。）については、同項の規定にかかわらず、その作成及び提出は、要しない。

第三十七条の十一の五第一項中「前条第一項の規定の適用につき特定口座源泉徴収選択届出書を提出し